

整理番号	中卸一条申-11
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 本場 (06-6469-7970) 東部市場 (06-6756-3981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	奨励金の交付の承認申請
概要	卸売業者の財務の健全性を損なわず、市場における業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないときに、市長の承認を受ければ卸売業者は出荷者等に対し、奨励金を交付することができます。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第55条（昭和46年条例第40号） (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 中央卸売市場業務条例施行規則第76条（昭和47年規則第7号） (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 青果部卸売業者の奨励金承認要領（中央卸売市場 各場担当窓口） 水産物部卸売業者の奨励金承認要領（中央卸売市場 各場担当窓口）
審査基準	<p>◎ 市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に出荷奨励金を交付しようとするときは、次の基準をすべて満たすことが必要です。</p> <p>（青果部）</p> <p>1. 出荷奨励金の種類</p> <p>（ア）定率出荷奨励金委託額（8%に相当する額を含む。以下同じ。）に一定の率を乗じた奨励金</p> <p>（イ）特別出荷奨励金特別の事由により交付する奨励金</p> <p>2. 支出総額の限度</p> <p>卸売業者ごとの年間支出総額（8%に相当する額を含む。以下同じ。）は、年間総取扱高の10/1,000以内とする。</p> <p>3. 定率出荷奨励金の交付率</p> <p>個々の出荷者に対する交付率は、次のとおりとする。</p> <p>（ア）規格、包装、選別等が高度に統一された生産者団体並びに野菜生産出荷安定法に基づき野菜指定産地から出荷される指定野菜の出荷者前年度の本市場（本場及び東部市場）に対する委託額に応じ別表による。なお、出荷者団体ごとの前年度の本市場に対する委託額については、各卸売業者からの報告に基づき開設者から卸売業者へ通知する。</p> <p>（イ）規格、包装、選別等がおおむね統一され、かつ、相当大量の出荷をなすもの ・野菜 14/1,000以内 ・果実 7/1,000以内</p> <p>4. 特別出荷奨励金の交付率</p> <p>（ア）全国農業協同組合並びに全国園芸農業協同組合連合会に対する特別出荷奨励金は、前年度支出額以内とする。</p> <p>（イ）出荷者に対する災害見舞金、需要増進事業費、選別場助成金その他の特別出荷奨励金の支出額は、卸売業者毎に当該年度の総取扱高の0.2/1,000以内とする。</p> <p>（水産物部）</p> <p>・支出総額の限度</p> <p>卸売業者ごとの年間支出総額は、年間委託取扱高の2.1/1,000以内とし、出荷者ごとの年間支出総額は、当該出荷者の年間委託取扱高の10/1,000以内とする。</p> <p>卸売代金の期限内の完納を奨励するため、に仲卸業者又は売買参加者に完納奨励金を交付しようとするときは、次の基準をすべて満たすことが必要です。ただし、卸売業者の財務の健全性をそこない、又は市場における業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあるときは、承認を受けることができません。</p> <p>1. 青果部における支出総額の限度</p> <p>卸売業者ごとの年間支出総額（定率完納奨励金及び特別完納奨励金）は、年間総取扱高の10/1,000以内とする。</p> <p>2. 水産物部における支出額の限度</p> <p>卸売業者ごとの年間支出総額（定率完納奨励金及び特別完納奨励金）は、年間総取扱高の4/1,000以内とする。</p> <p>個々の仲卸業者又は売買参加者に対する交付率は、買受高の4.5/1,000以内とする。</p>
標準処理期間	3日
経由日数	なし
提出先	中央卸売市場（本場・東部市場）
提出時期	随時
提出方法	申請書に必要書類を添えて提出先へ提出してください。（必要書類は提出先にご確認ください）
手数料	なし
相談窓口	中央卸売市場（本場・東部市場）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shijjo/page/0000023288.html
備考	—